

農林水産省大臣官房協同組合検査部が実施する森林組合連合会の検査に係る指摘事項に関する改善・対応策等の報告の徴求について

平成15年11月27日15林政経第115号
都道府県知事あて
全森連会長あて 林野庁長官

今般、平成15年10月1日付けで協同組合検査規程（平成9年農林水産省訓令第30号）等が改正され、農林水産省大臣官房協同組合検査部（以下「検査部」という。）が、森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）第111条の規定に基づき実施する森林組合連合会（以下「連合会」という。）に対する検査で指摘した事項（以下「検査指摘事項」という。）に関する連合会の措置方針及び改善状況を内容とする検査回答書を検査部において徴求しないこととされた。

このため、今後は、森林組合系統の健全な経営を確保する観点から下記のとおり検査指摘事項に関する報告の徴求等を実施することとしたので、御了知願いたい。

記

1 報告書の徴求

林野庁は、連合会に対し、法第110条の規定に基づき、期日を定めて、検査書（検査部が検査指摘事項を取りまとめ、連合会へ交付したものをいう。以下同じ。）で主要指摘事項とされた事項について、発生原因の分析、改善・対応策を理事会において協議・決定の上、その議事録及び監事の意見書を添付した報告書（以下「報告書」という。）を、都道府県知事を経由し、農林水産大臣あてに提出するよう求めるものとする。

2 事後確認指導

林野庁は、検査指摘事項のうち連合会の運営上重要なものがあると認められる場合、原則として検査書交付後一定期間内に、現地において改善の状況の確認及び指導を行う等により、指摘事項の是正又は業務の改善を確保するものとする。

3 定期報告の徴収

林野庁は、検査書及び報告書の内容により、検査指摘事項の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、連合会に対し、法第110条の規定に基づき、次回検査までの間、定期的に農林水産大臣あてに報告書を提出するよう求めるものとする。

4 監督権の行使

林野庁は、不正・違法の事実が重大であり、これを放置しがたいと認めるときは、連合

会に対し、法第113条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を命ずる監督処分の発動につき、必要な手続きを行うものとする。

5 検査部への通知

1又は3により連合会から報告書が提出された場合及び連合会に対し4の命令を発した場合、林野庁は検査部に通知するものとする。